

# 最終処分場設置者の皆様へ（お知らせ）

## 最終処分場設置者に係る法人税等の特例措置を受ける際の税務上の手続き

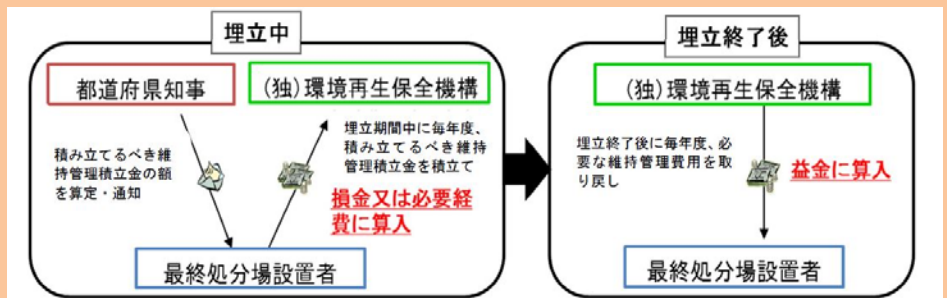
「廃棄物最終処分場」の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるために、「独立行政法人環境再生保全機構」に積み立てた『維持管理積立金』については、下記の税務上の手続き（【その1】及び【その2】）を行うことにより、その積立時の法人税等の計算において損金算入等の特例措置を受けることができます。

### 【適用対象】

青色申告書を提出する法人又は個人

### 【適用期間】

平成32年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度



## 【その1】『適用額明細書』の記載及び添付

様式第一 <記載例> FB4011

平成31年5月21日 自平成30年04月01日 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分) 至平成31年03月31日

納税地 東京都〇〇市××1-2-3 整理番号 △△△△△△△△  
 (フリガナ) (カ)〇〇 提出枚数 1枚 うち 1枚目  
 法人名 株式会社〇〇 事業種目 〇〇〇業 業種番号 △△  
 法人番号 △△△△△△△△△△△△△△ 提出年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日  
 期末現在の資本金の額又は出資金の額 〇〇 十億 〇〇 万 〇〇 千 〇〇 円  
 所得金額又は欠損金額 〇〇 十億 〇〇 万 〇〇 千 〇〇 円

別表十二(六)特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書  
 「当期準備金積立額のうち損金算入額」10の金額

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第56条第1項第○号	00194	200000

組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合には「第56条第7項」と記入して下さい。 区分番号→「00194」

平成22年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（租税透明化法）」が制定され、法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、法人税の申告書のほかに「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

「適用額明細書」の添付がない場合は、租税特別措置法の適用が受けられないことがあります。

税務申告書の作成・申告について税理士等に依頼している方は、本紙をお渡し下さい。

【その2】『別表十二(六) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書』の記載及び添付

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	30・4・1 31・3・31	法人名	株式会社 ○○
--------------	-------------------	-----	---------

別表十二(六) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定廃棄物最終処分場の所在地	1	東京都○○市××1-2-3	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首特定災害防止準備金の金額	6	10,000,000	
特定廃棄物最終処分場の名称	2	○○産業廃棄物処分場		当期益金算入額	7	0	
				同上以外の場合による益金算入額	8	0	
				計 (7)+(8)	9	0	
当期準備金積立額	3	2,000,000		当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)-(5)	10	2,000,000	
				期末特定災害防止準備金の金額 (6)-(9)+(10)	11	12,000,000	
積立限度額 (当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額)	4	2,000,000		貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金	12	12,000,000	
					差引 (12)-(11)	13	0
積立限度超過額 (3)-(4)	5	0		当期分	貸借対照表の取崩不足額 (9)-((3)-(12-前期の(12)))	14	0
					当期に生じた差額の合計額 (5)+(14)	15	0
					前期末における差額 (前期の(13))	16	0

法 0301-1206

<記載例>

都道府県からの「維持管理積立金額」の通知額 ￥2,000,000

期首「特定災害防止準備金」の金額 ￥10,000,000【前期申告書の別表十二(六)の11の金額】

当期「特定災害防止準備金」積立額 ￥2,000,000【上記3欄及び4欄へ記載】

期末「特定災害防止準備金」の金額 ￥12,000,000

※平成28年度の税制改正により「特定災害防止準備金」の積立額のうち『先行積立に係る積立額』については、本特例措置の対象外となっております。

その他の申告書への具体的な記載方法や申告書の提出などのご相談については、最寄りの税務署又は税理士にお問い合わせ下さい。

なお、最終処分場維持管理積立金制度についてのご質問は、設置許可を受けた都道府県等又は環境省にお問い合わせ下さい。